

## 令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託に関する募集要項

### 1 委託業務名

令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務

### 2 業務内容

「令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務要求仕様書」（以下「要求仕様書」という。）による。

### 3 履行期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 予定価格

11,583千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

### 5 参加資格要件

「令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務」の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、複数の事業者で構成する共同企業体として応募する場合は、構成員及びその内の代表者を明らかにしたうえで、(1)～(3)については共同企業体を構成するすべての事業者が要件を満たし、(4)～(6)については共同企業体を構成するいずれかの事業者が要件を満たしていること。

- (1) 応募日において本市の競争入札有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 過去5年以内（令和3年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案実績があること。
- (5) 次のいずれかの者を業務責任者として1名、業務実施者として2名以上を業務に配置できること。
  - ア エネルギー管理士の資格を持つ者
  - イ 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（令和3年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者
- (6) 一般社団法人環境共創イニシアチブの ZEB プランナー登録を受けている事業者であること。

### 6 提案書の提出

受託希望者は、以下の期限までに様式「令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託提案書」（以下「受託提案書」という。）を提出すること。

#### (1) 受託提案書の内容

受託希望者は、別に定める要求仕様書に基づき、次に掲げる事項を記載した受託提案書を提出する。

ア 受託希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）

見積書（業務毎の内訳及び消費税額等を記載した内訳書を含む。）を併せて提出する

こと。

イ 本提案に関する連絡先

ウ 業務実施計画

(ア) 業務実施者数及び業務実施体制

(イ) 業務実施に関する提案事項

エ 業務実績

(ア) 同種業務<sup>※1</sup>又は類似業務<sup>※2</sup>の実施数

過去5年以内(令和3年度以降)に行った同種業務又は類似業務の実施数を記載する。

※1 同種業務とは、自治体で運用されている排出量削減計画書制度に関する業務であり、事業者から提出された削減報告書等の内容確認及び事業所訪問調査が含まれる業務を指す。(以下同様)

※2 類似業務とは、工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務を指す。(以下同様)

(イ) 同種業務又は類似業務の実績内容

過去5年以内(令和3年度以降)に行った同種業務又は類似業務の実績内容を記載する。

オ 業務責任者の資格、略歴及び業務実績

資格とは、エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門)のいずれかをいい、各資格の免状、登録証等の写しを添付すること。

カ 業務実施者の資格、略歴及び業務実績

資格とは、エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門)のいずれかをいい、各資格の免状、登録証等の写しを添付すること。業務に複数名が関わる場合は、全員分の各資格の免状等の写しを添付すること。

キ 一般社団法人環境共創イニシアチブのZEBプランナー登録の登録決定通知書の写し

ク SDGsに資する取組に関する資料

SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム(ISO14001やKES等)の認証を受けている場合は、それを証する書類の写し。

ケ 本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか

コ 共同企業体協定書(共同企業体として応募する場合のみ)

サ 参加資格を証明する書類(本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ)

本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類を提出すること。

- ・ 登記簿謄本(履歴事項全部証明) ※1
- ・ 印鑑証明書 ※1
- ・ 納税証明書(国税等) ※1
- ・ 納税証明書(京都市税) ※1 ※3
- ・ 調査同意書(水道料金・下水道使用料) ※2 ※3

※1 申請日前3箇月以内に発行のもの、原本(写し不可)

※1, 2 京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参照すること。

1 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/0804s/sanka0804s.htm>

2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/sanka.htm>

※3 納税証明書(京都市税)及び調査同意書(水道料金・下水道使用料)については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

(2) 提出部数

各4部。ただし、見積書（業務の内訳及び消費税額等を記載した内訳書を含む。）及び参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ）は1部提出

- (3) 募集期間  
令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 提出・問合せ先  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市環境政策局地球温暖化対策室 特定事業者担当  
TEL：075-222-4555、FAX：075-211-9286  
E-Mail：[tco2@city.kyoto.lg.jp](mailto:tco2@city.kyoto.lg.jp)
- (5) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。）

## 7 質問

- (1) 受付期間  
令和8年4月1日（水）から令和8年4月8日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 質問先  
6(4)と同じ
- (3) 質問方法  
質問（様式問わず）は、電子メールによる送信とし、必ず受信確認を行うこと。
- (4) 質問及びそれに対する回答は、質問者を特定できる情報を開示せず、その内容のみを令和8年4月10日（金）午後5時までにホームページで公開する。  
なお、回答は本要項と一体のものであり、同等の効力を有するものとする。

## 8 ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合、受託希望者に対し、提案内容に関するヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

## 9 選定

- (1) 選定方法  
当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に当たっては、令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、提案書及び必要に応じて実施するヒアリングの内容について各選定委員が評価基準に基づき採点したうえで、総合計点が本市の設定した最低基準（満点の6割）を上回った者のうち、最も高い者を受託候補者として選定する。  
なお、受託希望者が1者の場合にあつては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断したうえで受託候補者として選定する。  
また、総合計点が最も高くなる者が2者以上となった場合においては、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。
- (2) 評価項目
  - ア 業務実施計画【50点】
    - (ア) 業務実施者数及び業務実施体制（10点）
    - (イ) 業務実施に関する提案事項（40点）
  - イ 業務実績（幹事企業に限る）【10点】
  - ウ 業務責任者の資格、略歴及び業務実績【10点】

- エ 業務実施者の資格、略歴及び業務実績【5点】
- オ 訪問調査（オンライン等）を実施する事業者数（合計）【5点】
- カ 省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査を実施する事業者数（合計）【5点】
- キ SDGsに資する取組（幹事企業に限る）【5点】
- ク 市内貢献（本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。共同企業体の場合は、幹事企業が対象）【5点】
- ケ 受託希望金額【5点】

(3) 選定結果の通知

受託希望者に対して、速やかに、選定結果を書面にて通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから5営業日以内に書面で、京都市環境政策局地球温暖化対策室まで提出すること。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点、受託候補者を選定した理由が分かる情報をホームページにおいて公表する。

## 10 委託契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、「委託契約書」により委託契約を締結する。委託契約の業務内容は要求仕様書の内容に基づき、受託候補者より提出された受託提案書の内容を加味して作成する委託仕様書により決定する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、受託候補者の選定に係る審査における評価順に受託希望者と契約に関する協議を行い、受託候補者を再選定する。

## 11 スケジュール

公募開始	令和8年4月 1日（水）
本件に対する質問期限	令和8年4月 8日（水）午後5時
質問の回答	令和8年4月10日（金）午後5時
提案書類の提出期限	令和8年4月15日（水）午後5時
受託候補者の決定	令和8年4月下旬
選定結果の通知	令和8年4月下旬
契約締結	令和8年5月上旬

## 12 その他

- (1) 受託提案書について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とする。
- (2) 受託提案書に記載された担当予定者は、その変更に関し合理的な理由があり、かつ同等の業務実施が行えることを条件に本市が承諾する場合を除き、変更することはできない。
- (3) 受託提案書作成・提出に要する費用は受託希望者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、原則として返却しない。返却を希望する場合は、提出時にその旨を申し出ること。
- (5) 提出された書類は、受託候補者の選定作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 受託提案書の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。
- (8) 受託提案書作成のため、本市が提供した資料は、本市の承諾なく公表及び使用することを認めない。

様式

令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務受託提案書

年 月 日

(あて先) 京都市長

(提案者)

会社名

所在地

代表者役職及び氏名

標記の業務について本要項及び業務内容を十分に理解したうえで受託を希望しますので、下記のとおり提案します。

記

1 受託希望金額

金 \_\_\_\_\_ 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 受託業務内容

令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務要求仕様書のとおり。

3 本提案に関する連絡先

担当者役職及び氏名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

注 以下の内容について記載欄等が不足する場合は、記載欄の拡張、様式のコピー等をして受託提案書を作成すること。ただし、受託提案書全体のページ数の上限を20ページ(各資格の免状や登録証等(写し)は含まず、両面の場合はA4サイズ10枚相当)とする。

#### 4 提案内容

##### (1) 業務実施計画

###### ア 業務実施者数及び業務実施体制

本業務は、次の体制で実施します。

業務責任者名	
業務実施者名 ( ) 人	
実施体制	

注1 業務責任者は自社もしくはJV代表企業の社員であること

注2 実施体制の欄では、当該業務に係る人員、作業フロー等を分かりやすく説明すること。

###### イ 業務実施に関する提案事項

本業務の実施について、以下のとおり提案します。

提案事項

注 提案事項では、令和8年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務要求仕様書に記載の「第2章 3 業務内容」に基づき、次の4項目について、それぞれ項目立てて提案すること。

(ア) 特定事業者向けオンラインセミナー開催業務における運営体制や省エネ取組を支援・推進する方法等の具体的な内容について

(イ) 特定事業者の提出書類分析業務における具体的な分析方法及び分析データの活用について

(ウ) 準特定事業者のオンラインセミナー開催業務における運営体制や省エネ取組を支援・推進する方法等の具体的な内容について

(エ) 省エネ・最適化診断フォローアップ調査業務における具体的な調査手法等について

(2) 業務実績

ア 同種業務<sup>※1</sup>又は類似業務<sup>※2</sup>の実績数

過去5年以内（令和3年度以降）の同種業務又は類似業務の実績数は、次のとおりです。

同種業務（\_\_\_\_\_）件、類似業務（\_\_\_\_\_）件

※1 同種業務とは、自治体で運用されている排出量削減計画書制度に関する業務であり、事業者から提出された削減報告書等の内容確認及び事業所訪問調査が含まれる業務を指す。（以下同様）

※2 類似業務とは、工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務を指す。（以下同様）

イ 同種業務又は類似業務の実績内容

過去5年以内（令和3年度以降）の実績内容等は、次のとおりです。

実績年度	
業務名称	
発注元	
業務内容	
業務区分	

注 業務区分は、同種業務又は類似業務を記載すること

(3) 業務責任者の資格、略歴及び業務実績

業務実績等は、次のとおりです。

業務責任者			
所属・役職		経験年数	年
資格			
略歴			
同種業務の実績			
類似業務の実績			

(4) 業務実施者の資格、略歴及び業務実績

業務実績等は、次のとおりです。

業務実施者			
所属・役職		経験年数	年
資格			
略歴			
同種業務の実績			
類似業務の実績			

注 (2)、(3)、(4)において、同じ発注元からの業務で年度が異なるものについては、まとめて記載すること。また、各資格の免状、登録証等（写し）を別途添付すること。

(5) 訪問調査（オンライン等）を実施する事業者数（\_\_\_\_\_）事業者

(6) 省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査を実施する事業者数（\_\_\_\_\_）事業者

(7) 一般社団法人環境共創イニシアチブの ZEB プランナー登録状況

ア 登録年月日（\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日）

イ 決定通知番号（\_\_\_\_\_）

注 登録証等（写し）を別途添付すること。

(8) SDGs に資する取組（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証等）の導入実績

ア 規格又は名称（\_\_\_\_\_）

イ 導入年月日（\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日）

注 登録証等（写し）を別途添付すること。

(9) 本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。

なお、共同企業体として応募する場合、幹事企業について記載すること。

ア 本店等の所在地 ( \_\_\_\_\_ )

注 本市の区域内に本店等を有しない場合は「なし」と記載すること

イ 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業

( \_\_\_\_\_ )

注 「該当する」又は「該当しない」と記載すること